第六十六条第五号中「、都道府県農業会議及び全国農業会議所」及び「（協同組合等検査に関することを除く。）」を削る。

第六十八条第三号を削る。

附則第二条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　大臣官房は、第三条第一項各号に掲げる事務及び前項に規定する事務のほか、農業協同組合法等の一部を改正する等の法律（平成二十七年法律第六十三号）附則第十条に規定する存続中央会（以下この項において「存続中央会」という。）が存続する間、存続中央会の業務及び会計の検査に関する事務をつかさどる。

附則第三条第二項中「前条第二項」を「前条第三項」に改める。

附則第六条中「附則第二条第二項」の下に「及び第三項」を加え、「これらの規定」を「第二十八条第一号」に、「、「協同組合等検査及び」を「「協同組合等検査、存続中央会（附則第二条第二項に規定する存続中央会をいう。以下この条及び次条において同じ。）の業務及び会計の検査並びに」に改め、「立入検査」と」の下に「、同条第二号及び第四号並びに第二十九条中「協同組合等検査」とあるのは「協同組合等検査、存続中央会の業務及び会計の検査並びに株式会社東日本大震災事業者再生支援機構に対する立入検査」と」を加える。

附則第九条中「附則第二条第二項」を「附則第二条第三項」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この政令は、平成二十八年四月一日から施行する。

（存続中央会に係る改正前の農協法施行令の効力）

第二条　農業協同組合法等の一部を改正する等の法律（以下「改正法」という。）附則第十条に規定する存続中央会（以下「存続中央会」という。）については、第一条の規定による改正前の農業協同組合法施行令（第五条の二を除く。）の規定は、存続中央会が解散した場合又は改正法附則第二十七条第一項の規定により解散したものとみなされた場合にあってはその清算結了の登記の時、改正法附則第十二条又は第二十一条の規定により組織変更をする場合にあってはその組織変更の効力が生ずる時までの間は、なおその効力を有する。

（農業倉庫業法第一条第一項第一号の規定による物品指定に関する件及び農業倉庫業法第十九条第二項の規定による物品指定に関する件の廃止に伴う経過措置）

第三条　改正法附則第四十六条第一項に規定する旧農業倉庫業者等については、同項に規定する適用日の前日までの間は、第三条の規定による廃止前の農業倉庫業法第一条第一項第一号の規定による物品指定に関する件及び農業倉庫業法第十九条第二項の規定による物品指定に関する件の規定は、なおその効力を有する。

（土地改良法施行令の一部改正に伴う経過措置）

第四条　この政令の施行の日（附則第十条第二項において「施行日」という。）前に第四条の規定による改正前の土地改良法施行令（以下この条において「旧土地改良法施行令」という。）第七十二条第二項の規定により読み替えて適用する旧土地改良法施行令第七十一条の規定により都道府県農業会議が述べた意見は、第四条の規定による改正後の土地改良法施行令（以下この条において「新土地改良法施行令」という。）第七十二条第二項の規定により読み替えて適用する新土地改良法施行令第七十一条の規定により同条の都道府県機構が述べた意見とみなす。

（地方税法施行令の一部改正に伴う経過措置）

第五条　存続中央会に対する第五条の規定による改正後の地方税法施行令第五十四条の十八第一項の規定の適用については、同項第二号中「農業協同組合連合会」とあるのは「農業協同組合連合会、農業協同組合法等の一部を改正する等の法律（平成二十七年法律第六十三号）附則第十条に規定する存続中央会（第七号において「存続中央会」という。）」と、同項第七号中「農業協同組合連合会」とあるのは「農業協同組合連合会、存続中央会」とする。

（農業近代化資金融通法施行令の一部改正に伴う経過措置）

第六条　存続中央会に対する第九条の規定による改正後の農業近代化資金融通法施行令第一条の規定の適用については、同条中「次に掲げる団体又は法人」とあるのは、「次に掲げる団体又は法人及び農業協同組合法等の一部を改正する等の法律（平成二十七年法律第六十三号）附則第十条に規定する存続中央会」とする。

（農業信用保証保険法施行令の一部改正に伴う経過措置）

第七条　存続中央会に対する第十条の規定による改正後の農業信用保証保険法施行令第一条の規定の適用については、同条中「次に掲げる法人」とあるのは、「次に掲げる法人及び農業協同組合法等の一部を改正する等の法律（平成二十七年法律第六十三号）附則第十条に規定する存続中央会」とする。

（行政手続法施行令の一部改正に伴う経過措置）

第八条　存続中央会に対する第二十二条の規定による改正後の行政手続法施行令第一条の規定の適用については、同条中「農業共済組合連合会」とあるのは、「農業共済組合連合会、農業協同組合法等の一部を改正する等の法律（平成二十七年法律第六十三号）附則第十条に規定する存続中央会」とする。

（公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第二条第一項第三号の法人を定める政令の一部改正に伴う経過措置）

第九条　存続中央会に対する第二十六条の規定による改正後の公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第二条第一項第三号の法人を定める政令の規定の適用については、同令中「七十八　農業協同組合」とあるのは、「七十八　農業協同組合法等の一部を改正する等の法律（平成二十七年法律第六十三号）附則第十条に規定する存続中央会」とする。

（独立行政法人農業者年金基金法施行令の一部改正に伴う経過措置）

第十条　改正法附則第十二条に規定する存続都道府県中央会に対する第二十八条の規定による改正後の独立行政法人農業者年金基金法施行令（次項において「新独法農業者年金基金法施行令」という。）第二十一条の規定の適用については、同条第一号中「及び農事組合法人」とあるのは、「、農事組合法人及び農業協同組合法等の一部を改正する等の法律（平成二十七年法律第六十三号）附則第十二条に規定する存続都道府県中央会」とする。

2　新独法農業者年金基金法施行令第二十一条の規定は、施行日以後の農林漁業団体役員期間（独立行政法人農業者年金基金法第四十五条第三項第四号に規定する農林漁業団体役員期間をいう。以下この項において同じ。）の算定について適用し、施行日前の農林漁業団体役員期間の算定については、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

第十一条　この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（地方自治法施行令の一部改正）

第十二条　地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）の一部を次のように改正する。

別表第一農業協同組合法施行令（昭和三十七年政令第二百七十一号）の項中「第三条の五第五項ただし書」を「第三十二条第五項ただし書」に、「第十一条第一項」を「第六十二条第一項」に改める。